

押印見直しに係る例規の改正について（案）

1 改正の趣旨

国は、新型コロナウイルスの感染拡大の防止、働き方改革におけるテレワーク等を想定し、デジタル時代に見据えたデジタルガバメントの実現のために、行政手続のオンライン化を目指したときに障害となる3つの原則「書面主義」「押印原則」「対面主義」について見直しを進めており、特に住民の身近な行政窓口である地方公共団体の役割は大きいとして、早期の見直しを促進している。

2 根拠法等

押印手続きの見直し・電子署名の活用促進について 内閣府
「地方公共団体における押印見直しマニュアル（令和2年12月18日）」

3 対象例規

- (1) 芽室町議会委員会条例
- (2) 芽室町議会会議条例
- (3) 芽室町議会会議条例等運用規則

4 改正案

- (1) 芽室町議会委員会条例

改正案	現 行
<p>(記録)</p> <p>第 27 条 委員長は、議会事務局職員に会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した会議記録を作成させ、これに署名しなければならない。</p>	<p>(記録)</p> <p>第 27 条 委員長は、議会事務局職員に会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した会議記録を作成させ、これに署名又は記名押印しなければならない。</p>

- (2) 芽室町議会会議条例

改正案	現 行
<p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第 92 条 請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所（法人の場合にはその所在地）を記載し、請願者（法人の場合にはその名称を記載し、代表者）が署名しなければならない。</p> <p>2 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名しなければならない。</p>	<p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第 92 条 請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所（法人の場合にはその所在地）を記載し、請願者（法人の場合にはその名称を記載し、代表者）が署名又は記名押印しなければならない。</p> <p>2 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印しなければならない。</p>

(3) 芽室町議会会議条例等運用規則

改正案	現 行
(全員協議会の開催) 第33条 ー略ー 2～6 ー略ー 7 議長は、議会事務局職員に会議の内容、出席議員の氏名等必要な事項を記載した会議記録を作成させ、これに署名し、保管する。	(全員協議会の開催) 第33条 ー略ー 2～6 ー略ー 7 議長は、議会事務局職員に会議の内容、出席議員の氏名等必要な事項を記載した会議記録を作成させ、これに署名又は記名押印し、保管する。

5 提案予定(条例) 令和5年3月定例会議